

韮崎市立病院における医療に係る安全管理のための指針

平成18年 2月策定

平成19年11月改正

平成20年 3月改正

令和 6年12月改正

1 安全管理に関する基本的考え方

事故のない安全な医療を提供していくためには、医療従事者一人ひとりが危機意識を持ち、患者の診療に当らなければならない。しかし、高度化・複雑化する医療環境の中では、医療従事者個人の努力に依存した事故防止対策には限界がある。本院では、組織的な医療事故等の防止について委員会を持って検討し、患者が安心して良質の医療を受けられるような環境を築くために、組織全体として事故に発展しないシステムを整備していく。

なお、組織的な医療事故防止対策の手段として、「リスクマネージャー専門委員会」を設置し、リスクの把握、分析、対処、評価のプロセスが継続するようなシステムを構築する。そのためには、発生したエラーについては、断じてこれを隠蔽することなく、積極的に報告できる職場環境を確立し、報告されたエラーについては、常にこれを教材として分析し、エラーが医療事故につながらない体制を整える。

2 安全管理のための委員会その他の組織に関する基本的事項

- (1) 本院の基本的事項を「韮崎市立病院における医療事故防止等に関する基本方針」、及び「医療安全管理委員会規程」に則り、医療に係る安全管理のための委員会その他の組織として、「医療安全管理委員会」、「医療事故防止対策委員会」、「院内感染予防対策委員会」を設置するとともに、医療安全活動を実効性のあるものにするため、各委員会の下に「リスクマネージャー専門委員会」、「褥瘡対策専門委員会」を設置する。
- (2) 「医療安全管理委員会」は、病院長を委員長とし、本院における医療事故及び院内感染等を防止するため、各委員会を統括し医療事故が発生した場合の適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために原則として毎月1回定期的に開催する。
- (3) 「医療事故防止対策委員会」は、病院長を委員長とし、本院における医療事故等の防止及び紛争を予防し、安全かつ適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために隔月で開催する。
- (4) 「院内感染予防対策委員会」は、医局長を委員長とし、本院における院内感染を予防し、安全かつ適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために原則と

して毎月1回定期的に開催する。

- (5) 「リスクマネージャー専門委員会」は、医局医長を委員長とし、本院におけるインシデント事例を多角的に分析するための業務を行い、安全かつ適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために隔月で開催する。
- (6) 「褥瘡対策専門委員会」は、医局医長を委員長とし、本院における褥瘡患者の症状検討及び対応等を多角的に分析するための業務を行い、安全かつ適切な対策を協議するとともに、医療の質の向上を図るために原則として毎月1回定期的に開催する。

3 安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理対策について、すべての医療従事者の理解を深めるため、院内研修を実施する等、普段からその啓発に努めるものとし、職員に安全管理に関する研修を年2回以上開催する。

4 医療の安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

- (1) 医療事故等に関する情報は、早期に把握し対策を講ずることが重要である。したがって、医療事故が発生した場合は、事故報告を迅速に行うものであり、把握したリスクに対し、関連の委員会において、原因の分析・改善・恒久的な対策の策定及び評価について審議するものとする。
- (2) リスクの分析・改善に際して、誰でも事故を起こす可能性があることを前提に、個人ではなく、システムの問題として捉え、再発防止の視点で事故等の原因や状況の分析及び改善を行うものとする。
- (3) 医療安全管理委員会は、これら安全確保の改善実践に向けて、様々な形で全面的に関与し、積極的に取り組む。

5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- (1) 報告
 - (ア) 医療事故等が発生した場合、報告を受けた所属長は病院長へ報告する。
 - (イ) 時間外においては所属長へ報告し、所属長は必要に応じて病院長へ報告を行う。
- (2) 対応
 - (ア) 病院長は、緊急対策を講ずるとともに、関連する委員会を招集し、再発防止及び対応方針を検討する。
 - (イ) 当該診療科等の主治医等は、患者又は親族に事故についての説明を行う。

6 医療従事者と患者との間の情報の共有（患者等に対する当該指針の閲覧を含む。）に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努め、院内に掲示するとともに、ホームページにて公開し、いつでも患者及びその家族、利用者等が閲覧できるようにするものとする。

7 患者からの相談への対応に関する基本方針

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、医事担当がその窓口となり、誠実に対応するものとし、主治医、看護師及び病院長へ内容を報告する。

8 その他医療安全のための必要な基本方針

- (1) 管理者が事故防止に対する強い意志を全職員に向けて示すこと。
- (2) 医療事故防止策の見直しを常に行い、その結果を速やかに医療従事者に周知するとともに、「医療事故防止対策マニュアル」の改訂を随時行う。
- (3) 安全管理のシステムについては、各部門の特殊性をできるだけ取り除き、共通の安全管理システムとする。

9 その他

- (1) 防災関係及び医療機器の安全管理関係については、別に定める。(H20.3 追加)